

# 委任状

山梨県総合県税事務所長 殿

次の 自動車税 自動車取得税 に係わる過誤納還付金の請求及び受領に関する一切の権限を右記の者に委任します。

平成 年 月 日

課税年度	自動車登録番号		
平成		山梨	
過誤納事由 (該当事由に○)	1. 抹消                      2. 県外転出(抹消予定) 3. 納めすぎ            4. その他(                      )		
発生年月日	平成 年 月 日 ※発生事由2の場合は、予定年月日を記入		
委任者 (納税義務者)  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                     印                 </div> ※個人は認印 法人は実印	〒		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	TEL		

受任者	〒	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	TEL	

照合印
委任者印と同一の印を押印のこと

**注意事項**

1. 次の提出期限までに自動車税事務所に必着するよう提出してください。(期限までに提出されないときは、納税義務者に還付(充当)されます。)
  - 過誤納事由1: 抹消登録月の翌月10日まで    過誤納事由2: 県外転出登録(予定)月の翌月10日まで    過誤納事由3、4: 事由発生後7日以内
- ※ 提出期限が閉庁日(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日)にあたる場合は、直前の開庁日が提出期限となります。なお、提出期限後の受理は一切できません。
2. 委任者に滞納がある場合は充当されることがあります。
3. 法人の場合は、必ず代表社印(印鑑登録されている印)を押印してください。
4. 内容を修正する場合は、二重線で見え消えにし、委任者の印で訂正印を押印してください。
5. 振込先の口座は、郵便局を除きます。
6. 受任者と口座名義人が相違する場合は、申し出の口座に振り込みができません。
7. 記入内容に不明な点がある場合は、委任者に確認をさせていただく場合があります。
8. 既に口座登録されている方は、振込口座を記入しないでください。また、口座変更する場合は山梨県総合県税事務所に必ずご連絡下さい。

提出先 〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4  
 山梨県総合県税事務所 自動車税部 自動車税課 管理担当 TEL055-262-4662

県税担当者使用欄	
口座確認担当者	